

米原市公式 WEB サイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米原市公式 WEB サイト（以下「WEB サイト」という。）の広告掲載の申請手続および掲載決定に関する取扱いについて、米原市広告掲載要綱（平成 21 年告示第 261 号。以下「要綱」という。）および米原市広告掲載ガイドラインに定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(広告の寸法および掲載位置等)

第2条 広告の規格および掲載位置等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類はバナー広告とし、寸法は1枠につき縦 44 ピクセル、横 220 ピクセル、容量は 10 キロバイト以内の GIF 形式または JPEG 形式の画像とする。
- (2) 広告の掲載は、WEB サイトのトップページの下段とし、それぞれの掲載位置は、申込書を受理した順序に従って決定するものとする。
- (3) 広告の枠数は、6 枠程度とする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告掲載期間は、毎月 1 日から月末までの 1 月単位とし、システム保守等により WEB サイトを閉鎖している期間も広告の掲載期間に含むものとする。

- 2 広告掲載期間の開始日および終了日が市の閉庁日に当たるときは、その翌日以降最初の開庁日を開始日および終了日とする。

(掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、1 枠当たり月額 10,000 円とする。

(広告の募集期日)

第5条 要綱第5条に掲げる広告の募集は、広報まいばらおよび WEB サイトにより、随時行うものとする。

(広告の申込)

第6条 申請者は、公式 WEB サイト広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、希望する掲載月の1か月前までに市長に申し込むものとする。

- 2 広告の申込は、1人の申請者に対し1月に1枠限りとする。
- 3 広告の申込は、複数月にわたって申請することができる。

(掲載決定等)

第7条 市長は、申請者から広告掲載申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、公式 WEB サイト広告掲載許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 申請者の数が募集する掲載枠の数を超えたときは、広告掲載要綱第6条第1項1号の規定にかかわらず、先着順により掲載広告を決定する。

(広告原稿の作成および提出)

第8条 広告原稿は、市が指定する方法により作成し、市が指定する期日までに提出するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、申請者と市が別途協議する。

付 則

この要領は、平成23年3月18日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月27日から施行する。